

日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付要綱

（趣旨）

第1条 高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的として、予算の範囲内において宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱（平成27年宮崎県福祉保健部長寿介護課定め。以下「県要綱」という。）に基づく日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）（以下「補助金」という。）を民間事業者に対して交付することについて、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号によるものとする。

- (1) 「介護施設等」とは、別表「(1)地域密着型サービス等整備助成事業」、「(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」の「1区分」の欄に掲げた施設をいう。
- (2) 「基金事業」とは次の事業をいう。
 - ア 地域密着型サービス等整備助成事業
住民にとって身近な日常生活圏域にサービス提供の拠点を置く施設（別表「(1)地域密着型サービス等整備助成事業 1区分」の欄に掲げた施設）の整備について補助する事業
 - イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
介護施設等が開設時から安定した質の高いサービスを提供する体制の整備を支援するため、施設開設準備を行う施設（別表「(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 1区分」の欄に掲げた施設）について補助する事業
- (3) 「民間事業者」とは、介護施設等を設置運営する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、株式会社、有限会社等の法人をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の対象となる者は、別表に掲げる地域密着型サービス等整備助成事業又は介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（以下「事業」という。）を実施する民間事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 事業を実施する民間事業者またはその役員が日南市暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3項に規定する暴力団関係者に該当する場合
 - (2) 暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合
 - (3) 暴力団の威力を利用する目的で、暴力団又は暴力団関係者に対し、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められる場合
 - (4) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団又は暴力団関係者に対し、相当の対償のない利益の供与をしたと認められる場合
 - (5) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合
 - (6) 事業を実施する民間事業者が市税等（日南市税条例（平成21年日南市条例第98号）第3条第1号に規定する市税及び日南市国民健康保険税条例（平成21年日南市条例第261号）に規定する国民健康保険税をいう。）を滞納している場合
 - (7) その他補助が適当でないと市長が認める者。
- 2 前項の規定は、補助金の交付の決定後又は交付すべき補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

（補助対象経費及び補助金額の算定方法等）

第4条 この補助金は、県要綱第3条に規定する施設であって、市が定める各期の日南市介護保険事業計画

において計画されているもののうち、市が作成する面的整備計画により整備するものを対象とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び算定方法等については、次のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

別表「(1)地域密着型サービス等整備助成事業」のとおりとする。ただし、次に掲げる費用は、補助金の対象としない。

ア 既に実施している事業に要する費用

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に要する費用

エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に係る事業に要する費用

オ その他施設整備助成事業費として適当と認められない費用

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

別表「(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」のとおりとする。ただし、対象となる経費は施設開設日前6か月間に要した経費に限り、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる費用

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

ウ その他施設開設準備経費等支援事業費として適当と認められない費用

3 補助金の額は、別表に規定する補助額を限度とし市長が決定した額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

ア 申請額（変更）算出内訳書（別記様式第2号）

イ 地域密着型サービス等整備事業（変更）計画書（別記様式第3号）

ウ （変更）収支予算書（別記様式第4号）

エ 補助事業に関する工事見積書及び工事内訳書

オ 建物の位置図、平面図、立面図

カ 市税の滞納がない証明書

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 申請額（変更）算出内訳書（別記様式第2号）

イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（変更）計画書（別記様式第5号）

ウ （変更）収支予算書（別記様式第6号）

エ 市税の滞納がない証明書

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、当該補助金における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合（間接補助事業にあつては、各事業主体において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額がある場合）には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金における仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者（間接補助事業にあつては、当該補助金に係る消費税相当額が明らかでない事業主体に係る部分）については、この限りでない。

（補助金等の交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付を決定するに当たり、補助事業者に対し、次の各号に掲げる補助条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合（事業に係る経費総額の20パーセント以内の減額の変更（以下「軽微な変更」という。）を行う場合を除く。）には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数の期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄してはならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産について、耐用年数内期間内に当該財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部に相当する補助金を市に返還しなければならない。ただし、市長が当該補助金の返還を不要と認めたときは、その限りでない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間は保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号）に定める期間を経過するまで保管すること。
- (8) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募基金会から補助事業者に対して支出された指定寄附金を受ける場合を除く。
- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。
- (11) 補助金の交付を受けた者が、前各号に掲げる条件に違反した場合には、市はこの補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。ただし、市長が当該補助金の返還を不要とした額については、この限りでない。

（決定通知）

第7条 第5条第1項の規定による交付申請があった場合、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付決定通知書（別記様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、前項の規定による交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

（補助事業の内容等の変更）

第9条 補助事業者は、市長に提出した書類の変更をしようとするときは、日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）変更交付申請書（別記様式第8号）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更を行う場合は、この限りでない。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業
 - ア 申請額（変更）算出内訳書
 - イ 地域密着型サービス等整備事業（変更）計画書
 - ウ （変更）収支予算書
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 介護施設等の施設開設整備経費等支援事業

- ア 申請額（変更）算出内訳書
- イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（変更）計画書
- ウ （変更）収支予算書
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更決定の通知）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるものについては、これを承認し、日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）変更交付決定通知書（別記様式第9号）により変更承認決定通知を行うものとする。

（状況報告）

第11条 規則第11条の規定により、補助事業者は、施設整備に係る工事に着手したときは、工事着工届（別記様式第10号）により工事に着工した日から5日以内に、補助事業の状況報告については補助事業遂行状況報告書（別記様式第11号）により補助金の交付決定のあった日の属する年度の12月31日現在の状況を当該年度の1月10日までに市長に提出しなければならない。ただし、当該事業を当該年度の1月1日以降に開始する場合は、この限りでない。

2 工事が完了したときは、工事が完了した日から7日以内に工事完了届（別記様式第12号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付方法）

第12条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第13条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、事業が完了し、又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）補助事業実績報告書（別記様式第14号）に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

- ア 精算額算出内訳書（別記様式第15号）
- イ 地域密着型サービス等整備事業実績報告書（別記様式第16号）
- ウ 収支決算書（別記様式第17号）
- エ 契約書又は見積書の写し
- オ 完成写真
- カ 領収書又は請求書の写し
- キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 介護施設等の施設開設整備経費等支援事業

- ア 精算額算出内訳書（別記様式第15号）
- イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業実績報告書（別記様式第18号）
- ウ 収支決算書（別記様式第19号）
- エ 契約書又は見積書の写し
- オ 完成写真
- カ 領収書又は請求書の写し
- キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 第5条第2項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付申請をした補助事業者は、前項の規定による実績報告をする場合において、当該補助金における仕入に係る消費税等相当額（間接補助事業にあつては、第5条第2項ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額）が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付申請をした補助事業者が、第1項の規定による実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金における仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、確定した消費税相当額（その金額が0円の場合を含む）。また、前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が確定した消費税等相当額が前項の規定により減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定報告書（別記様式第20号）により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の補助金の全部を返還しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第15条 市長は、前条に規定する実績報告書の内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付額確定通知書（別記様式第21号）により通知するものとする。

（書類の提出部数等）

第16条 規則及びこの要綱により市長に提出する書類の部数はそれぞれ2部とし、その様式は、定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則（令和4年5月12日告示第50号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和4年度の予算に係る日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。
（日南市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱の廃止）
- 2 日南市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成27年日南市告示第138号）は、廃止する。

附 則（令和7年4月8日告示第76号）

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年度の予算に係る日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

別表（第2条・第3条・第4条関係）

日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）配分単価

(1)地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助額
地域密着型サービス施設等の整備				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280千円以内	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条第1項第1号のアからオまでに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てた額）を補助額とする。
小規模な介護老人保健施設	66,000千円以内	施設数		
小規模な介護医療院	66,000千円以内	施設数		
小規模な養護老人ホーム	2,820千円以内	整備床数		
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280千円以内	整備床数		
都市型軽費老人ホーム	2,110千円以内	整備床数		
認知症高齢者グループホーム	39,600千円以内	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円以内	施設数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円以内	施設数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円以内	施設数		
認知症対応型デイサービスセンター	14,100千円以内	施設数		
介護予防拠点	10,500千円以内	施設数		
地域包括センター	1,410千円以内	施設数		
生活支援ハウス	42,100千円以内	施設数		
緊急ショートステイの整備	1,410千円以内	整備床数		
施設内保育施設	14,100千円以内	施設数		
介護施設等の合築等				
別表(1)の1区分に掲げる地域密着型サービス施設等と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ、上記の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		
空き家（住宅以外の既存建築物を含み、賃貸物件を除く。）を活用した改修・増築				
認知症高齢者グループホーム	10,500千円以内	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所	10,500千円以内	施設数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	10,500千円以内	施設数		
認知症対応型デイサービスセンター	10,500千円以内	施設数		

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助額
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費				
定員29名以下の地域密着型施設等				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円以内	定員数	施設開設準備事業を実施するのに必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てた額）を補助額とする。
小規模な介護老人保健施設	989千円以内	定員数		
小規模な介護医療院	989千円以内	定員数		
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	989千円以内	定員数		
認知症高齢者グループホーム	989千円以内	定員数		
小規模多機能型居宅介護事業所	989千円以内	定員数 (宿泊定員数)		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	989千円以内	定員数 (宿泊定員数)		

	小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウエルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。))であって、特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの)	989千円以内	定員数	施設開設準備事業を実施するのに必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てた額)を補助額とする。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600千円以内	施設数		
	都市型軽費老人ホーム	496千円以内	定員数		
	小規模な養護老人ホーム	496千円以内	定員数		
	施設内保育施設	4,960千円以内	施設数		
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費					
定員29名以下の地域密着型施設等					
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円以内	定員数	大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を実施するのに必要な使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)	
	小規模な介護老人保健施設	496千円以内	定員数		
	小規模な介護医療院	496千円以内	定員数		
	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	496千円以内	定員数		
	認知症高齢者グループホーム	496千円以内	定員数		
	小規模多機能型居宅介護事業所	496千円以内	定員数 (宿泊定員数)		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	496千円以内	定員数 (宿泊定員数)		
	小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウエルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。))であって、特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの)	496千円以内	定員数		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,250千円以内	施設数		
	都市型軽費老人ホーム	248千円以内	定員数		
	小規模な養護老人ホーム	248千円以内	定員数		
	施設内保育施設	2,480千円以内	施設数		
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費					
	介護予防拠点	118千円以内	1か所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費(印刷製本費、修繕料)、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、旅費、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)又は委託料	

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

日南市長

様

住所
法人名
代表者名

㊞

日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付申請書

日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付要綱に基づく、標記補助金については、
円を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

添付書類

○ 地域密着型サービス等整備助成事業

- 1 申請額（変更）算出内訳書（別記様式第2号）
- 2 地域密着型サービス等整備助成事業（変更）計画書（別記様式第3号）
- 3 （変更）収支予算書（別記様式第4号）
- 4 市税の滞納がない証明書
- 5 その他

○ 介護施設等の施設開設経費等支援事業

- 1 申請額（変更）算出内訳書（別記様式第2号）
- 2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（変更）計画書（別記様式第5号）
- 3 （変更）収支予算書（別記様式第6号）
- 4 市税の滞納がない証明書
- 5 その他

様式第2号（第5条、第9条関係）

申請額（変更）算出内訳書

（民間事業者名）

補助事業の名称	施設（事業所）の 名称	対象経費支出 予定額 A	補助単価 B	施設（床）数 又は定員数 C	補助 基準額 $D=B \times C$	補助 基本額 E	補助所要額 （申請額） F
地域密着サービス等整備助成事業							
介護施設の施設開設準備経費等支援事業							

- （注） 1 この内訳は、施設（事業所）の事業計画書及び収支予算書をもとに作成すること。
- 2 「補助単価」（B）の欄には、施設区分に応じた単価を記入すること。
- 3 「施設（床）数又は定員数」（C）の欄には、施設区分に応じた単位で記入すること。
- 4 「補助基本額」（E）の欄には、A欄とD欄を比較して少ない額を記入すること。
- 5 「補助所要額（申請額）」（F）の欄には、E欄の千円未満を切り捨てた額以下の額を記入すること。

様式第3号（第5条、第9条関係）

地域密着型サービス等整備事業（変更）計画書

1 対象施設の概要

(1) 対象施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 事業の目的及び効果

(4) 設置主体及び経営主体

(5) 入所（利用）定員 ※小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 事業実施（予定）状況

(1) 契約年月日（予定）

年 月 日

(2) 着工年月日（予定）

年 月 日

(3) 竣工年月日（予定）

年 月 日

(4) 開設年月日（予定）

年 月 日

様式第4号（第5条、第9条関係）

(変更) 収支予算書

1 收入

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
市費補助金		
自己資金		
計		

2 支出

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
計		

様式第5号（第5条、第9条関係）

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（変更）計画書

1 対象施設の概要

(1) 対象施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 事業の目的及び効果

(4) 設置主体及び経営主体

(5) 入所（利用）定員 ※小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

(6) 開設（増員）予定年月日
年 月 日

2 開設準備経費に係る事業計画

(1) 事業実施状況

実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実 施 概 要	

(2) 経費支出予定額内訳

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
ア 開設前の看護・介護職員等の雇入れ・訓練		
イ 開設のための普及啓発		
ウ 職員の募集		
エ 開設に当たっての周知・広報		
オ その他開設準備事務に要する経費		
合 計		

様式第6号（第5条、第9条関係）

(変更) 収 支 予 算 書

1 収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
市費補助金		
自己資金		
計		

2 支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
需用費		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
報酬、給料、職員手当等		
共済費		
賃金		
旅費		
役務費		
委託料		
計		

文 書 番 号
年 月 日

様

日南市長



日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付決定通知書

年 月 日付け 号で交付申請のあった日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）については、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付決定額の内訳
- 3 交付決定の内容
- 4 交付決定に付した条件

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

日南市長 様

住所
法人名
代表者名

⑨

日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金変更交付申請額 金 円
(前回までの申請額) 金 円)

3 計画変更の理由

4 添付書類

○ 地域密着型サービス等整備助成事業

- 1 申請額（変更）算出内訳書（別記様式第2号）
- 2 地域密着型サービス等整備助成事業（変更）計画書（別記様式第3号）
- 3 （変更）収支予算書（別記様式第4号）
- 4 その他

○ 介護施設等の施設開設経費等支援事業

- 1 申請額（変更）算出内訳書（別記様式第2号）
- 2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（変更）計画書（別記様式第5号）
- 3 （変更）収支予算書（別記様式第6号）
- 4 その他

文 書 番 号
年 月 日

様

日南市長



日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）変更交付決定通知書

年 月 日付け で変更交付申請のあった日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金変更交付決定額	金	円
(前回までの交付決定額)	金	円)

3 計画変更の理由

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

日南市長 様

住所
法人名
代表者名

印

工 事 着 工 届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知を受けた日南市地域医療介護総合確保
基金事業費補助金（介護施設等整備）に係る工事を着工しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 工事の名称	
2 施設の所在地	
3 契約年月日	
4 着工年月日	
5 工事完成予定年月日	
6 請負業者の所在地及び名称	
7 備考	

様式第11号（第11条関係）

年 月 日

日南市長 様

住所
法人名
代表者名

⑩

日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）について、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

地域密着型サービス等整備助成事業

施設の名称 (施設の種類)	設置主体及び 経営主体	補助額 A	12月末日まで の出来高 B	3月末日まで の出来高 C	繰越見越高 D	繰越見込額 E=A×D
		円	%	%	%	円

様式第12号（第11条関係）

年 月 日

日南市長 様

住所
法人名
代表者名

⑨

工 事 完 了 届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知を受けた日南市地域医療介護総合確保
基金事業費補助金（介護施設等整備）に係る工事が完了しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 工事の名称	
2 施設の所在地	
3 契約年月日	
4 着工年月日	
5 工事完成年月日	
6 請負業者の所在地及び名称	
7 備考	

年 月 日

日南市長 様

住所
法人名
代表者名

印

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）について、下記のとおり請求します。

記

補助金交付 決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A－B＋C)	事業完了 (予定)年月日	備 考

【振込預金口座】

金 融 機 関 名
本 ・ 支 店
預 金 種 別
口 座 番 号
(フリガナ)
預金口座名義人

※概算払請求を行うに当たっては、その理由を明記するとともに、必要な書類を添付すること。

年 月 日

日南市長 様

住所
法人名
代表者名

印

日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）については、その実績を下記のとおり報告します。

1 事業の効果

2 事業完了年月日

添付書類

○ 地域密着型サービス等整備助成事業

- 1 精算額算出内訳書（別記様式第15号）
- 2 地域密着型サービス等整備助成事業実績報告書（別記様式第16号）
- 3 収支決算書（別記様式第17号）
- 4 契約書又は見積書の写し
- 5 完成写真
- 6 領収書又は請求書の写し
- 7 その他

○ 介護施設等の施設開設経費等支援事業

- 1 精算額算出内訳書（別記様式第15号）
- 2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業実績報告書（別記様式第18号）
- 3 収支決算書（別記様式第19号）
- 4 契約書又は見積書の写し
- 5 完成写真
- 6 領収書又は請求書の写し
- 7 その他

様式第15号（第14条関係）

精算額算出内訳書

（民間事業者名）

施設(事業所) の名称									
補助事業の 名称	対象経費 支出予定額 A	補助単価 B	施設(床)数 又は定員数 C	補助 基準額 D=B×C	補助 基本額 E	補助所要額 (申請額) F	交付決定額 G	補助金 受入済額 H	差引 過不足額 I
地域密着サー ビス等整備助 成事業									
介護施設の施設 開設準備経費等 支援事業									

- （注） 1 この内訳は、施設（事業所）の実績報告書及び収支決算書を取りまとめて作成すること。
 2 「補助単価」（B）の欄には、施設区分に応じた単価を記入すること。
 3 「施設（床）数又は定員数」（C）の欄には、施設区分に応じた単位で記入すること。
 4 「補助基本額」（E）の欄には、A欄とD欄を比較して少ない額を記入すること。
 5 「補助所要額（申請額）」（F）の欄には、E欄の千円未満を切り捨てた額以下の額を記入すること。

地域密着型サービス等整備事業実績報告書

1 対象施設の概要

(1) 対象施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 事業の目的及び効果

(4) 設置主体及び経営主体

(5) 入所（利用）定員 ※小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 事業実績状況

(1) 契約年月日

年 月 日

(2) 着工年月日

年 月 日

(3) 竣工年月日

年 月 日

(4) 開設年月日

年 月 日

様式第17号 (第14条関係)

收支決算書

1 收入

(単位：円)

項 目	精 算 額	予 算 額	増 額	備 考
市費補助金				
自己資金				
計				

2 支出

(単位：円)

項 目	精 算 額	予 算 額	増 額	備 考
計				

様式第18号（第14条関係）

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業実績報告書

1 対象施設の概要

(1) 対象施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 事業の目的及び効果

(4) 設置主体及び経営主体

(5) 入所（利用）定員 ※小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

(6) 開設（増員）年月日
年 月 日

2 開設準備経費に係る事業実績

(1) 事業実施状況

実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実 施 概 要	

(2) 経費支出額内訳

経費区分	対象経費支出額	積算内訳
ア 開設前の看護・介護職員等の雇入れ・訓練		
イ 開設のための普及啓発		
ウ 職員の募集		
エ 開設に当たつての周知・広報		
オ その他開設準備事務に要する経費		
合 計		

様式第19号（第14条関係）

収 支 決 算 書

1 収 入

(単位：円)

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
市費補助金				
自己資金				
計				

2 支 出

(単位：円)

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
需用費				
使用料及び賃借料				
備品購入費				
報酬、給料、職員 手当等				
共済費				
賃金				
旅費				
役務費				
委託料				
計				

年 月 日

日南市長 様

住所
法人名
代表者名

⑩

消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額確定報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった日南市地域医療介護総合確保基金
事業費補助金（介護施設等整備）における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、下記
のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額 金 _____ 円
（ 年 月 日付け _____ による交付額の確定通知書）
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 _____ 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 _____ 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 _____ 円
- 5 その他参考になる書類
消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）

文 書 番 号
年 月 日

様

日南市長



日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付額確定通知書

年 月 日付け で交付申請のあった日南市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）については、その額を次のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |